

優和のミニかわら版

(この資料は全部お読みいただいても60秒です)

マイナポイント制度について

マイナポイントとは、国のマイナンバーカード普及に向けた取り組みの1つとして、2020年9月から2021年3月までの7ヶ月間実施される「マイナポイント事業」におけるポイント付与制度です。

このマイナポイントは、まずはマイナンバーカードを取得し、取得したマイナンバーカードを使って、パソコンやスマートフォンから所定の設定（マイナポイントの予約や申込（※1））を行った後、2020年9月から2021年3月までの間（※2）に、キャッシュレス決済サービス等を利用して物品の購入等を行う（※3）と、購入金額等の25%（最大5,000円相当）が付与されます。

※1 受付は7月1日から開始されていますが、マイナポイントの予約者数が国の予算の上限に達した場合には、マイナポイントの予約を締め切る可能性があると言われています。

※2 対象期間外の購入等は、対象外です。

※3 物品の購入等はマイナンバーカードを使って行うのではなく、申し込みをしたキャッシュレス決済サービス等を使って行います。

国税庁によれば、一般的に企業が発行するポイントのうち決済代金に応じて付与されるポイントについては、原則として「値引き」と同様に考え、その取得や使用については所得税の課税対象にはならないものとされています。

[参考]

所法34、36、国税庁タックスアンサー1907「個人が企業発行ポイントを取得又は使用した場合の取扱い」、総務省「マイナポイント事業」